

日本公認会計士協会は会員を除名できないのか

弥 永 真 生

【キーワード】 日本公認会計士協会、懲戒処分、除名、強制加入制、登録抹消

1 問題の所在

日本公認会計士協会（以下、本稿においては、原則として、「協会」という）の会則 67条 2項は、会長が行うことができる懲戒処分として、戒告、会員権停止、除名、退会勧告及び行政処分請求を定めているが、同条 4項は「除名は、準会員に対してするものとする」と定め、会員に対しては除名の懲戒処分を行わない¹⁾ こととしている。

このような現状について、多賀谷（2015）では、会員権「停止が公認会計士としての活動に制約を与えることは少なく、懲戒の実効性が乏しいとも考えられる。そこで、会則上は会員権停止が6か月以上の処分を行う場合には、金融庁長官への行政処分請求を付加できるとされている²⁾、「退会勧告という懲戒も追加されたが強制力はない³⁾と指摘されている（80頁）。

退会勧告は、公認会計士法の枠組みでの限界を認識しつつ、より自律的で実効性のある懲戒処分を行うべく懲戒の方法の見直しを行ったものであり、最も重い懲戒処分として、非違行為を行った会員を協会から除名したいとの意思を込めた自律性の高い懲戒の方法を創設したものであるとされていた（日本公認会計士協会（2009））。また、第43回定期総会議案書（2009）では、「公認会計士法上、公認会計士の登録を受けた者は当然、本会の会員となることとされているが、本会は公認会計士の登録抹消について権限を有しておらず、公認会計士が非違行為をした場合でも、懲戒処分としては、戒告、会員権停止、行政処分請求ができるにとどまっている。このことを踏まえて、懲戒処分の方法について、本会からの退会の勧告……を加えることとする」と説明されていた。

なお、協会の自主規制モニター会議においては、「一般的に、自主規制団体の制裁の仕組みとして、精神的な制裁と経済的な制裁があると思われるが、「辞退勧告」はあくまで勧告であり、精神的な制裁としての効果はそれほど得られないのではないか」（品質管理レビューに係るもの⁴⁾、「懲戒処分の実効性確保を図ろうとするのであれば、非違行為に見合った適切なサンクションが必要である」⁵⁾ などの意見が述べられていた。そして、2023年1月に協会が設置した

懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチームでは自主規制モニター会議の意見を踏まえた対応も検討された（日本公認会計士協会（2025）93頁）。

このように懲戒処分の実効性確保は、自主規制団体としての協会にとってはきわめて重要な課題であり⁶⁾、そうであれば、（少なくとも直観的には）最も実効性が高そうな会員の除名の可能性を検討することに意義があると思われる⁷⁾。

2 公認会計士の協会への強制加入

準会員の除名を協会が定め、実際にも行っていることからすると、公認会計士の登録の抹消権限を協会が有しないことを前提として、公認会計士の協会への強制加入が、協会が会員の除名を定めていない（あるいは定めることができないと考える）根拠となっている可能性がある。たとえば、会計士補である準会員についても、会計士補の登録の抹消権限を協会は有していないが、会計士補は強制加入ではなく、除名されても、会計士補の資格に影響を与えないことが明確であるのに対し、強制加入の仕組みの下では、会員を除名するとその会員の公認会計士登録も抹消される、あるいは、公認会計士の登録が抹消されない限り、その者は会員であり続けるという解釈につながる可能性があるからであろう。

1966年改正（昭和41年法律第85号）により、公認会計士及び監査法人の日本公認会計士協会への強制加入が定められた趣旨については、「公認会計士のように個人の人格及び識見に基づく業務に従事する者にあつては、その業務の性格及び能力からみて、これらの者の自治統制機能によつて自主責任体制を確立し、これを通じて資質の向上及び業務の改善進歩を図ることが適当と考えられる。公認会計士の団体は、このような意味において大きな役割を果たすことが期待されるのであるが、任意加入制度では、未加入の公認会計士に対しては、その目的とする事業の効果が及ばない点において制度的な欠陥があるといわざるをえない。しかも、この制度では、会員である公認会計士に対し、指導監督の徹底を図る上でも十分とはいえない。このような点からみて、特殊法人については、強制加入制度をとり、自主責任体制の徹底を図るのが適当と考える」と説明されていた（公認会計士審査会（1965）⁸⁾）。また、金融審議会公認会計士制度部会報告「公認会計士監査制度の充実・強化」（2002年12月）では、「公認会計士監査に対する信頼の向上が課題となっている現在、「自主規制」の機関としての公認会計士協会による監査の質の確保と実効性の向上のための取組みが一層重要であり、引き続き適切な役割を果たすことが必要である。このような役割を十分に果たしていくためには、公認会計士協会の「自治統制機能」が発揮されていく必要があり、そのためには、監査証明業務に従事する公認会計士及び監査法人が公認会計士協会の会員となり、その「自治統制機能」に服することが望ましいと考えられる。したがって、公認会計士協会への強制入会制度については、引き続き維持することが適切である」とされていた。

ところで、公認会計士法制定当時、「我國としては、一日も早く公認会計士及び会計士補の協会が設立されて適正にして且つ実効性ある会則を制定し運用されることを切望してやまない」と述べられ（大蔵省大臣官房文書課（1948）106頁）、「自治組織の自治的取締規定に基く責任とは、協会の自治規律に違反した場合に負うべきものであるが、行為規範の内容も強制規範の内容も専ら協会の定めるところであり、責任の程度も併し退会または除名を最大限とし、戒告、降等（会員に二段階以上ある場合に）、謹慎等が存することとなろう」との見解が示されていた（大蔵省大臣官房文書課（1948）119頁⁹⁾。すなわち、公認会計士及び会計士補の協会が設立された場合には、その協会の会則には、自治規律に対する違反に対する制裁として退会または除名を定めることができると解されていたことは明らかである。もっとも、「併し假令協会から除名されたとしても公認会計士又は会計士補がアウトサイダーとして業務を営んでゆくことは一向差支ないのである」と指摘され（林（n.d.）47頁）、強制加入を前提とした立論ではなかった。

任意加入であれば、退会または除名の処分ができると解されるにもかかわらず、強制加入制度が定められていることを理由として、協会が——かりに、その自治統制機能を十分に発揮するためには、会員の除名も懲戒処分の1つのメニューとして有する必要があるにもかかわらず——会員の除名を行うことができないのだとすると、かりに、強制加入制度が協会による会員（公認会計士及び監査法人）に対する指導監督の徹底という趣旨に基づくものであると解するのであれば、それは本末転倒といわざるを得ないであろう。強制加入制度が協会による指導監督の実効性、協会の自治統制機能を損なう結果になるからである。

3 公認会計士法の文言と改正の経緯をふまえた分析

3.1 公認会計士法46条の2・44条1項・21条

公認会計士法46条の2は「公認会計士及び監査法人は、当然、協会の会員となり、公認会計士がその登録を抹消されたとき及び監査法人が解散したときは、当然、協会を退会する。」と規定しているが、44条1項は、協会は、会則を定め、これに「入会及び退会に関する規定」（2号）を記載しなければならないと定めている。46条の2が「当然」という文言を選択した理由は必ずしも明らかではないが、あくまで、文言解釈としては、46条の2は公認会計士の登録をしたときまたは監査法人が設立登記をしたときは入会のための手続きをとらなくとも協会に入会し、公認会計士がその登録を抹消されたときまたは監査法人が解散したときは、退会のための手続きをとらなくとも、協会を退会することを定めていると読むのが自然でありうる。そうであるとすれば、46条の2が定める場合以外には入会または退会が生ずることはないとは必ずしも解されないという考え方も成り立ちうる。44条1項2号が準会員の入会及び退会についてのみ定める趣旨であると解することは、「準会員の入会及び退会」と定めていない以上、文言解

積として無理があるし、そもそも、協会の主たる構成員は会員なのであるから、その趣旨に照らせば、44条1項2号はむしろ会員の「入会及び退会に関する規定」を定款に記載することを求めるものであると解されることになる。

他方、入会または退会の申請には、どのような書類が必要であるかというような事務処理的な規定であれば、会員などの権利義務に重要な影響を与えるものではないから、そのような規定を会則に記載することを要求することは合理性を有しないことからすると、「入会及び退会に関する規定」とはどのような場合に（またはどの時点で）入会し、どのような場合に（またはどの時点で）退会するかについての規定を中核とするものでなければおかしいと思われる。

このように考えてみると、会員の入会または退会が公認会計士法46条の2に規定する場合に限られるのだとすると、会員については、44条1項2号は会則レベルで定めるまでもない記載を求めるものであるということになる。したがって、44条1項2号の規定からすると、46条の2に規定する場合以外にも退会事由を協会は定めることができると解することがむしろ自然である。

もっとも、公認会計士法21条は、協会が公認会計士の登録を抹消しなければならない場合及び抹消することができる場合を規定しており、かりに、内閣総理大臣の認可を得て、定款に除名ないし退会処分を定めることができると解しても、21条を改正しない限り、除名ないし退会処分を行っても、対象者の公認会計士登録が抹消されないため、処分の実効性は確保されないことになるし、むしろ、協会による監督が及ばなくなるため、強制加入制度を採用している趣旨に反することとなる。

3.2 協会による懲戒処分

公認会計士法の制定時には、「諸外國の例を見るに、会計士制度の管理及び会計士の監督は、通常の官廳の権限に属していない。……このように、一般に会計士の管理が一般の行政官廳以外の者に委ねられる傾向があるのは、会計士の監査事務中、試験は特殊の専門事項に属し、業務規定の遵守の奨励、懲戒等の事務は自治的組織により行われることが望ましいからであろう。……懲戒は業界の実情に通じた識見の高い者より構成される裁判所類似の独立の合議体によって行われることを必要とする点において、又殊に公認会計士業界の監督は自ら公認会計士たる者をして処理させることが独立自由業自治の理想に適うという意味において、公認会計士の監督は、公認会計士たる委員によつて構成される独立の委員会によつて行われることが望ましいとされる」として（大蔵省大臣官房文書課（1948）135-136頁）、この委員会として会計士管理委員会を設置することとされ、法36条2項は、会計士管理委員会の「委員は、人格が高潔で、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する年齢35年以上の公認会計士のうちから、大蔵大臣が、これを任命する。」（圈点一引用者）と規定していた。なお、「辯護士法、辯理士法等は、辯護士会の会則、辯理士会の会則に対する違反に對し懲戒処分を行うべき旨を定め

ているのであつて、この点これら会則に廣範な包括委任をなしているのであるが、本法においてはかかる方法はとらなかつた」とされていた（大蔵省大臣官房文書課（1948）106-107頁）。これは、公認会計士法制定当時、公認会計士等の協会が存在せず、かつ、そのような団体による自治の体制が整備されていないという状況であったから、懲戒処分について包括的委任を行うことはできないのは当然のことであった。

その後、1966年改正に反映された公認会計士審査会（1965）においては、「公認会計士等に対する懲戒処分は、現行どおり大蔵大臣が行なう」ことが提言された。この根拠は、以下のように述べられていた。

懲戒処分の権限を日本公認会計士協会に委譲するという意見は特殊法人である日本公認会計士協会の「自主責任体制を強化しようとする今回の措置の趣旨からみて、傾聴に値する意見ではあるが、次のような観点から、なお検討を要する問題が多いので、現段階においては、にわかに結論を得ることは困難である。

- ① 懲戒権の行使が個人の権利に重大な影響を及ぼすことから、特殊法人が懲戒処分を行なうことについて、争訟手続、違法な監査証明についての調査手続等の面で、法制上及び運営上の問題につきさらに十分検討を要すること。
- ② 公認会計士の主要な業務である証券取引法上の監査証明については、有価証券届出書及び報告書の審査が大蔵省で行なわれており、提出会社に対する責任の追求と公認会計士に対する責任の追求とが関連していること。
- ③ 諸外国、特にアメリカ及び西ドイツの立法例に徴しても、懲戒処分権は行政官庁又は裁判所が有していること。」

なお、公認会計士審査会（1965）は、日本公認会計士協会の「会員に対する紀律保持は、内部規約による会員権の停止処分、会則遵守義務、大蔵大臣に対する懲戒処分の請求等の制度の運用によつて十分その効果が期待されるものと考えられる」という見方を示していた（北郷（1966）3頁・4頁も参照）。

3.3 43条2項

公認会計士法は会則に記載すべき事項として懲戒に関する事項を明示的に定めていないが、協会の会則 67条以下は、「会員の品位保持に関する規定」（公認会計士法 44条 1項 10号）の 1つという位置づけで懲戒について定めている¹¹⁾。

しかし、協会が懲戒処分を定めることができる実質的根拠は、公認会計士法 43条 2項が、「協会は、公認会計士の品位を保持し、第 2条 第 1項の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を……行うことを目的とする」（圏点—引用者）と定めていることに求められるのではないかと考えられる¹²⁾。たとえば、司法書士法 52条 2項は、「司法書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行

うことを目的とする」と規定しており、公認会計士法と同様、会員の「品位を保持し」とされているが、会員の監督に関する事務を行うことを目的としておらず、実際、司法書士会は自ら懲戒処分を行うことはないからである。資格者団体についての法律上の規定を通覧してみたところ、協会のほか、資格者団体の目的に会員の「監督に関する事務を行うこと」が含まれているのは、弁護士会（弁護士法 31 条 1 項）、弁理士会（弁理士法 56 条 2 項）及び税理士会（税理士法 49 条 6 項）などにとどまっている。弁護士会及び弁理士会については退会処分が明示的に認められているが、協会及び税理士会についてはそのような明文の規定はない。同様の目的を有する以上、協会及び税理士会についても退会処分を行うことができるということが首尾一貫するという見方にも相当の説得力があるものと考えられる¹³⁾。

3.4 46条の12の2

2003年改正（平成15年法律第67号）によって新設された公認会計士法46条の12の2は、「内閣総理大臣は、協会が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは協会の会則その他の規則（以下この条において「法令等」という。）に違反した場合又は会員が法令等に違反する行為をしたにもかかわらず、当該会員に対し法令等を遵守させるために協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは当該会則その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をすることを怠つた場合において、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その事務の方法の変更を命じ、又は会則その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずることができる。」（○引用者）と定めている。これについては、「今回の改正により日本公認会計士協会が行う「品質管理レビュー」を公認会計士・監査審査会がモニタリングすることが規定されるが、現行法46条の13で日本公認会計士協会に対する行政の監督上の権限として規定されている総会決議の取消権と役員解任命令権だけでは、このモニタリングの実効性が十分に確保できないと考えられることから、行政が日本公認会計士協会に対して監督上必要な措置を命ずることができるようにした」と説明されていた（井上（2003）31頁¹⁴⁾。

もっとも、46条の12の2は、品質管理レビューに関連するものに限定した規定とはなっておらず、これと同趣旨の規定は、たとえば、認可金融商品取引業協会について金融商品取引法に設けられている。すなわち、同法74条は、「内閣総理大臣は、……協会員、……が法令等に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために認可協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をすることを怠つた場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、……その業務の方法の変更……を命じ、……又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずることができる」と定めている¹⁵⁾。そして、同法68条の2は、「認可協会は、その定款において、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品

仲介業者が、法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該認可協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反した場合に、当該協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。」と定めている¹⁶⁾。このように考えると、46条の12の2は協会の会則に会員に対する懲戒についての規定が設けられていること、それは実効的なものでなければならないことを論理的な前提とする規定であると解することができる¹⁷⁾。

4 [会員の除名が登録抹消原因となる場合に]

協会が会員を除名できないとすべき実質的理由はあるのか

4.1 協会の除名権限と内閣総理大臣（金融庁）の権限とが抵触するのではないか

主務大臣が懲戒処分権限を有していることが、自主規制団体としての（強制加入の）資格者団体が退会処分をすることができないということを意味するものでは必ずしもない。

たとえば、弁理士法32条は、「弁理士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、経済産業大臣は」、戒告、2年以内の業務の全部もしくは一部の停止又は業務の禁止の処分をすることができると定めているが、同法61条は「弁理士会は、経済産業大臣の認可を受けて、弁理士会の秩序又は信用を害するおそれのある会員を退会させることができる。」と定めている。経済産業大臣が行う懲戒処分とは別に弁理士会による退会処分がなされることが予定されている。

そして、日本弁理士会会則49条は、「会長は、会員が法若しくは法に基づく命令又は会則若しくは会令に違反した場合、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があった場合において、本会の秩序又は信用を害したときは、当該会員を処分することができる」と定め（1項）、処分の方法の1つとして退会（2項4号）を規定し、実際に退会させている。もっとも、退会処分はほとんどが会費未納を理由とするものである¹⁸⁾。

また、弁護士会の自治が完全には認められていなかった戦前においても、辯護士法（昭和8年法律第53号）は、所属弁護士会の所在地を管轄する控訴院における懲戒裁判所が弁護士の懲戒を行うとし、「本法（辯護士法一引用者）又ハ辯護士會會則ニ違反シタルトキ」の懲戒処分として、譴責、1000円以下の過料、1年以下の停職、及び、除名を定めていたが（54条・55条・53条）、「辯護士會ハ會ノ秩序又ハ信用ヲ害スル虞アル者ノ登録若ハ登録換ノ請求ノ進達ヲ拒絶シ又ハ退會ヲ命ズルコトヲ得」（12条）と規定し、懲戒裁判所による懲戒処分とは別に弁理士会による退会命令が定められていた。同様に、昭和13年法律第5号による改正により、辯理士法（大正10年法律第100号）（旧法）に「辯理士會ハ商工大臣ノ認可ヲ得テ會ノ秩序又ハ信用ヲ害スル虞アル者ヲ退會セシムルコトヲ得」という規定（16条）が設けられたが、同法は弁理士が同法又は弁理士会の会則に違反したときは農商務大臣は弁理士懲戒委員会の議に依り弁理士を懲戒することができると定め（17条）、懲戒処分としては譴責、500円以下の過料、1年以

下の業務の停止、及び、業務の禁止の4種類を定めていた(18条)。また、税務代理士法(昭和17年法律第46号)18条は、「税務代理士本法、本法ニ基キテ發スル命令若ハ税務代理士會ノ會則ニ違反シタルトキ又ハ税務代理士ノ品位ヲ失墜スベキ行爲若ハ業務上不正ノ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ一年以内税務代理業ノ停止ヲ命ズルコトヲ得」と定めていたが、同時に、「税務代理士會ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ税務代理士ノ品位ヲ失墜シ若ハ失墜スル虞アル會員又ハ税務代理士會ノ會則ニ違反シ若ハ違反スル虞アル會員ヲ退會セシムルコトヲ得」という規定(14条)が設けられていた。すなわち、主務大臣による懲戒処分とは別に弁理士会や税務代理士会は退会処分を行うことができるものとされていた。

また、公認会計士審査会(1965)が示した協会への懲戒処分権限付与に対する慎重論の根拠のうち、①については協会における懲戒処分の体制は整備され、すでに相当期間にわたって運用されていること、②については、かりに、そのように考えても、虚偽または不当な監査証明を理由とする除名ないし退会処分は協会が行わないとすれば足りる(会費の長期滞納、信用失墜行為や倫理規則違反などについて協会が処分することが不適切であるという理由にはならない)こと¹⁹⁾を指摘できる。他方、③は現在も妥当するが²⁰⁾、諸外国においては、強制加入の会計専門職団体もその構成員をたとえば会費滞納を理由として除名ないし退会させることができる[させている](日本監査研究学会(2024)4頁・98頁・129頁参照)ことには留意すべきである。

多賀谷(2023)は、団体の「自立性に関しては、……強制加入制度が法定されている団体でも強弱がある。公認会計士協会は、公認会計士法により設立されている特別な法人であり、その目的の範疇で種々の権限を付与することに立法上の問題はないと考えられる」と指摘される(60頁)。

4.2 除名は私的自治の限界を超えているのか

「私的団体が定款上に、その「定款その他の自主規制」に違反する構成員に除名その他の自主制裁を定めることは、おそらく普通のことであり、そのかぎりでは、これはある意味で当然のそして典型的な制裁事由規定」であると考えられている(証券取引法研究会(1965)294頁〔福光家慶〕)。

すでにみたように、公認会計士法制定時には、強制加入制度ではないことが前提とされていたが、公認会計士及び会計士補の団体が会員を退会させ、または除名することが私的自治の範囲内であると解されていた。

なお、加入強制ではないものの、正当な理由がない限り、土地家屋調査士が加入することを拒めないとされていたが(平成14年法律第33号による改正前の土地家屋調査士法17条の6第4項)、各都道府県の公共嘱託登記土地家屋調査士協会の定款には社員総会の決議によって除名することができる旨の定めが置かれている。そして、このような定めが有効であることを前提

として、たとえば、最三小判平成 17・12・13 集民 218 号 1129 頁はその事案における社員除名決議は無効であるとの判断を示している。

4.3 協会が除名できるとすると会員（公認会計士）の権利が不当に侵害されるのか

一般市民社会の中であってこれとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは、それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象にはならないものと解するのが相当であるが、自律的な法規範を有する団体の内部における法律上の係争が、当該団体の単なる内部的な係争にとどまらず、その当事者の一般市民法秩序に係る権利利益を侵害するような場合には、法律上の争訟に当たり、裁判所の司法審査が及ぶと解されている（最大判昭和 35・3・9 民集 14 卷 2 号 355 頁、最大判昭和 35・10・19 民集 14 卷 12 号 2633 頁、最三小判昭和 52・3・15 民集 31 卷 2 号 234 頁、最三小判昭和 52・3・15 民集 31 卷 2 号 280 頁など参照）。

そして、協会による会員権の停止について、東京地判平成 26・12・26 判タ 1421 号 277 頁は、「公認会計士としての業務ができなくなるわけでも、その資格や地位を失うものでもなく、「本件懲戒処分がXらの一般市民法秩序における権利利益に直接の影響を与えるものではない」として、当該訴えについて「法律上の争訟」性を否定し、訴えを却下した²¹⁾。

しかし、東京高判令和元・7・17 金判 1617 号 16 頁は「その構成員の一般市民としての権利利益を侵害する場合においても、当該団体が一般市民社会の中であってこれとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会ないし団体であり、当該団体が自律的運営として行ったものについては、できる限り、その判断を尊重すべきであり、自律的な解決に委ねるのが相当である。他方で、当該規範に基づく措置がその構成員の一般市民としての権利利益を侵害する場合においては、そのような権利利益の保護も図られる必要がある。これらのことからすると、司法審査は、当該措置が適正な手続に則って行われたか否かという手続面ばかりでなく、当該措置の根拠となる規範が公序良俗に反するか否か、また、当該措置が当該団体の裁量権の範囲を逸脱し又は裁量権を濫用して行われたものであるか否かという実体面にも及ぶと解するのが相当である（最高裁平成 18 年 9 月 14 日第一小法廷判決・裁判集民事 221 号 87 頁参照）」とし、「議会制民主主義を支える上で極めて重要な存在であり、それへの加入やそれからの脱退の自由が保障されている政党」と会員の指導、連絡及び監督に関する事務等を行うことを目的とし、強制加入制度が採られている協会とを同列に論じることはできず、最三小判昭和 63・12・20 集民 155 号 405 頁の趣旨は、協会における会則等に基づく措置が協会の会員の一般市民としての権利利益を侵害する場合には及ばないと判示した。上告審である最二小判令和 2・11・27 集民 264 号 393 頁も、原判決と同様、上場会社監査事務所名簿への登録拒否等の協会ウェブサイトにおける開示については裁判所による審査が及ぶことを論理的前提として、原判決を破棄し差し

戻した。

会員の除名は——それが登録抹消の原因となるのであれば——会員の一般市民としての権利利益を侵害するため、「一般市民法秩序における権利利益に直接の影響を与えるもの」ということができ²²⁾、これらの裁判例からは、協会による除名が認められても、裁判所による審査の対象となると考えられ、金融庁による処分と同様、会員は司法による救済を受けることができ、会員（公認会計士）の権利が不当に侵害されるとは評価できないように思われる。

5 協会が会員を除名でき、それが登録抹消事由となるとする改正を行う場合の方向性

上述したように、内閣総理大臣の認可を得て定款に除名ないし退会処分を定める余地はあるのではないかと考えられるが、強制加入制度の趣旨に照らすと、除名ないし退会処分が登録抹消事由にあたるとするよう公認会計士法が改正されないと実効性が確保できないのみならず、協会の監督が及ばなくなることによる弊害が生ずる。

そこで、弁理士法に倣って、協会は内閣総理大臣の認可を得て会員を除名ないし退会させることができ、それが登録抹消事由となるという規定を公認会計士法に設けることが立法論として考えられる（日野（2025）221頁）。現在、虚偽証明または不当証明について、金融庁と協会の双方が会員を処分していることにつき、会員にその手続きに二重に対応する負担が生じているのではないかと、双方が処分する場合には「何らかの連携を検討する余地はないか」という指摘（野村（2025）116頁）があり、これと平行な問題が生じることからも、内閣総理大臣の認可を要件とすることが穏当であろう。

注

- 1) これは、協会が1966年に創立された時点での定款でも同様であり、31条2項ただし書きは「ただし、第3号（除名—引用者）の懲戒は準会員に対するものとする。」と定めていた。
- 2) たしかに、協会による懲戒処分には公認会計士としての業務を直接的に制限する処分が含まれていないことにつき、「職業専門家の団体としての組織規律と自主措置による体制を確立するとの観点からは不十分ではないかとの指摘もあるが、現行制度上は、公認会計士に日本公認会計士協会への強制加入の制度をとっている前提のもとで、会員権の停止等の懲戒処分をすることができることで、公認会計士としての業務を制限することとなり、実質的に必要かつ十分な自主措置としての実効性は図られていると解される」という見方も示されている（羽藤（2009）222頁）。しかし、会員権の停止によって「公認会計士としての業務を制限すること」となると評価できる根拠は示されていない。
- 3) 野村（2025）においても、「退会勧告自体が、公認会計士法上の権利を制限するものではなく、会員が退会勧告に従わない場合の措置は定められていない」と指摘されている（94頁）。
- 4) 自主規制モニター会議 議事要旨（2023年3月30日）〈https://jicpa.or.jp/news/information/files/0-34-0-0a-20230330_1.pdf〉。
- 5) 自主規制モニター会議 議事要旨（2023年10月16日）〈https://jicpa.or.jp/news/information/files/0-34-0-0a-20231016_2.pdf〉。

- 6) 公認会計士法制定（昭和 23 年法律第 103 号）当時においても、「公認会計士会等の場合の会則により課せられた自治的義務は、英國においても米國においても会計士の資質品位向上の推進力をなしているものであり、我國の將來においても公認会計士制度が健全な発達をとげるか否かは、この会則の当否及び実効性の如何にかかっているのである」と指摘されていた（大蔵省大臣官房文書課（1948）106 頁）。
- 7) もっとも、本稿は、協会が会員の除名を懲戒処分として定めるべきであると主張するものではない。現在の公認会計士法の下で協会が会員の除名を懲戒処分として定めることができると解釈できるかどうか、かりに、そのように解釈できないとしても、立法論として協会が会員の除名を懲戒処分として定めることができるようにし、それを登録抹消事由とすべきかを検討するものである。
- 8) 強制加入制の趣旨については、最二小判昭和 50・9・26 民集 29 卷 8 号 1338 頁も参照。
- 9) 「協会の罰は自治的な罰で、例えば除名とか戒告等の然るべき罰則ができると思います」という解釈も示されていた（林(n.d.)47 頁）。
- 10) 協会の会則の 11 条 1 項は「公認会計士、外国公認会計士及び監査法人は、当然、本会に入会し、会員となる。」と定めているが、このような規定がなくとも、それらの者は協会に入会することになるし、同条 2 項は入会届出書の提出について定めているが、1 項及び公認会計士法 46 条の 2 に照らせば入会届出書の提出には実質的な法的意義はないし、同条 3 項及び 4 項は会員章について定めているが、このような事項を会則レベルで定める必要があるのかについては疑問が残る（「総会において出席した会員及び準会員（第 5 条第 2 項第 2 号の準会員に限る。）の 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更することができない」[会則 7 条 1 項] ような事項ではないのではないか）。
- 11) 弁護士法 33 条 2 項が、「弁護士道徳その他会員の綱紀保持に関する規定」（7 号）のほか、「懲戒並びに懲戒委員会及び綱紀委員会に関する規定」（8 号）を弁護士会の会則に記載しなければならないとしている。
- 12) たとえば、大阪高判平成 26・2・27 金判 1470 号 30 頁は、協会が公認会計士「法による懲戒制度とは別に会則で懲戒制度を設けているのは」、協会が「会計の専門家の自主規制団体としての職責を果たすため、懲戒という制裁を実施することによって団体としての規律を維持し、会員に更なる社会的使命の自覚を促すことを目的としているものと解される」とする。
- 13) 弁護士会及び弁理士会（ならびに [昭和 26 年法律第 237 号による税務代理士法廃止前の] 税務代理士会）と異なり、税理士会及び協会には退会処分の権限を認めることは適切ではないという議論が税理士法の 1956 年改正（昭和 31 年法律第 165 号。この時点では、会員の監督に関する事務は目的に含められなかった [49 条 2 項]）または公認会計士法の 1966 年改正（会員の監督に関する事務が目的に含まれるものとされた）の際になされたという記録は発見できなかった。弁理士会との違いは単に第 2 次世界大戦の終戦前から存在していた、法律によって認知されていた資格者団体であるかどうかという沿革的な理由に基づくものではないかと推測される。多賀谷（2015）では、「我が国の場合は公認会計士法の立法が先行し、公認会計士の資格者が生まれたのちに自主規制機関としての公認会計士協会が設置されたという歴史的背景も踏まえ、懲戒権のあり方について整理検討してみる必要がある」（88 頁）と指摘されている。

なお、前掲大阪高判平成 26・2・27 は、公認会計士「法は、公認会計士制度の大枠について定め、……法 43 条 1 項、2 項に基づき、公認会計士の上記使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、監査業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うほか、公認会計士等の登録に関する事務を行うことを目的とする被控訴人（協会—引用者）を設立させ、被控訴人の団体

内部に関する事項や会員の登録、資格審査及び品質保持等、法44条1項各号に掲げる広範な事項については、会則において定める旨規定していることからすれば、法制度上、被控訴人の自主性が尊重され、被控訴人には高度の自律権が保障されており、その自律権を維持するための広範な裁量が認められていると解される」としている。

- 14) 羽藤（2009）303頁も「品質管理レビュー」の「モニタリング」の実効性を制度的に担保するため設けられた規定であると述べている。なお、金融審議会公認会計士制度部会報告「公認会計士監査制度の充実・強化」（2002年12月）では、「公認会計士協会の「品質管理レビュー」に対する行政によるモニタリングの措置に加え、モニタリングの実効性を制度的に担保する目的で、公認会計士協会に対して事務の改善を命じることができる権能など所要の整備を図る方向で検討することが適切である」と提言されていた。
- 15) 「自主規制機関である認可協会が、自らの定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をすることを怠ることは、金商法上の認可協会の目的に反することになるためである」（神田ほか（2012）47頁〔日本証券業協会〕）、「認可協会の処分実務が適正に実施されるよう制度的に担保されている」と指摘されている（神田ほか（2012）39頁〔日本証券業協会〕）。
- 16) 金融商品取引法87条は金融商品取引所についての、同79条の2は認定金融商品取引業協会の、商品先物取引法165条は商品取引所についての、同253条は、商品先物取引協会についての、それぞれ、同趣旨の規定である。
- 17) 金融商品取引法68条の2とパラレルな規定が公認会計士法に設けられていないことを合理的に説明しようとするならば、日本公認会計士協会は1つしか設立されないため、複数存在する可能性がある金融商品取引所や認可金融商品取引業協会とは異なり、法律で要求する必要はなく、協会の会則の内容について、内閣総理大臣が会則の認可というプロセスを通じて影響を与えることができるからであるというような説明になるという見方も十分に可能である。そして、弁護士法と異なり、懲戒処分の種類を法定していないということは、反対解釈により、公認会計士法上は協会が定めることができる懲戒処分の種類に制約はなく、協会の定款変更につき内閣総理大臣の認可を要求することによって適切な懲戒処分の定めがなされることを確保しようとしていると理解することができる。
- 18) 「日本弁理士会の処分事由」（産業構造審議会知的財産分科会第4回弁理士制度小委員会（2006年9月19日）参考資料3-4）〈https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/benrishi_shoi/document/seisakubukai-04-shiryoushiryou_3-4.pdf〉。
- 19) すでに、協会は虚偽または不当な監査証明に対して会員権停止などの（対内的な）処分を行っており、そのような考え方はもはや説得力が乏しくなっているのではないとも考えられるが、他方で、EEA諸国（EU諸国）では、少なくとも社会的影響度の高い事業体（PIE）の監査については公的規制に移行しており、虚偽または不当な監査証明に対する懲戒処分は公的主体が行う建付けになっていること（弥永（2024）参照）も指摘できる。
- 20) 社会的影響度の高い事業体ではない事業体の監査以外との関係では、ドイツにおいては、現在では経済監査士会議所が懲戒権限を有することとなっている（弥永（2024）参照）。
- 21) 東京地判平成30・7・31（平成27年（ワ）第25337号）も同旨。また、戒告の処分がなされた事案につき、前掲大阪高判平成26・2・27は、「公認会計士としての資格や業務活動に何らかの制限を加えるものであることを認めるに足る証拠は見当たらない」などとして、当該「処分は、その根拠、内容、程度及び手続等に鑑み、いまだ控訴人（会員—引用者）の一般市民法秩序に係る権利利益を侵害するものとはいえず、一般市民法秩序と直接の関係を有しない被控訴人（協会—引用者）

内部の問題にとどまるというべきであるから、……処分の取消し（主位的）ないし無効確認（予備的）を求める訴えは、法律上の争訟には当たらない」と判示した。

22) 上場会社等監査人登録制度との関係については、たとえば、多賀谷（2023）参照。

参考文献

- 井上俊剛（2003）「改正公認会計士法の解説〔下〕」旬刊商事法務 1669号：24-32。
- 大蔵省大臣官房文書課（編纂）（1948）『公認会計士法逐條解説』（大蔵財務協会）。
- 北郷勲夫（1966）「公認会計士法の一部改正法案の解説」商事法務研究 374号：2-6。
- 公認会計士審査会（1965）『日本公認会計士協会の特殊法人化及び公認会計士の協同組織体の推進についての具体的措置に関する答申』（1965年11月26日 公審第50号）
- 多賀谷充（2015）「自主規制機関としての日本公認会計士協会による会員処分の意義と課題」会計プロフェッション 11号：83-94。
- 多賀谷充（2023）「公認会計士法の改正による公認会計士協会の機能の変化」会計プロフェッション 18号：51-62。
- 神田秀樹ほか（編著）（2012）『金融商品取引法コンメンタール3』（商事法務）。
- 証券取引法研究会（1965）「第4章 証券業協会〔6〕」インベストメント別冊特集号：266-316。
- 日本監査研究学会（2023）『課題別研究部会「公認会計士法の省察と革新」中間報告書』（2023年9月9日）
- 日本監査研究学会（2024）『課題別研究部会「公認会計士法の省察と革新」最終報告書』（2024年9月15日）
- 日本公認会計士協会（2009）『懲戒処分のあり方に関する見直し要綱』（2009年3月18日）。
- 日本公認会計士協会（2025）『2024年度自主規制レポート』〈<https://jicpa.or.jp/about/5-0-0-2aj-20250828.pdf>〉。
- 野村昭文（2025）「第6章 監査人の責任と処分——公的規制及び自主規制——」弥永真生（編著）『公認会計士法の省察と革新』（同文館出版）：79-120。
- 羽藤秀雄（2009）『新版公認会計士法』（同文館出版）。
- 林大造（述）（n.d.）『公認会計士法解説』（日本計理士會）。
- 日野辰哉（2025）「第9章 規制に関する課題」「1 公認会計士等に対する公的規制と自主規制のバランス」弥永真生（編著）『公認会計士法の省察と革新』（同文館出版）：217-232。
- 弥永真生（2024）『懲戒処分の実効性確保に向けた課徴金（過怠金）制度に関する調査研究』
- 本論文はJSPS科研費 25K21886の助成を受けて行っている研究の成果の一部です。

（やなが まさお・明治大学専門職大学院会計専門職研究科教授）